越監第 203 号 - 9 平成 25 年 11 月 29 日

監査請求人 様

越前市監査委員 赤川 廣喜

同 増田 仁視

同 西野 与五郎

住民監査請求に係る監査結果について(通知)

平成25年10月9日付けで提出された地方自治法第242条第1項の規定に基づ〈住民監査請求について、監査の結果を同条第4項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 監査の結論

請求人の請求には理由がないと判断し、これを棄却する。

第2 請求の要旨

1 請求理由

(1) 一般競争入札の入札参加資格に関する地方自治法施行令第167条の5は、競争入 札における自由な競争を確保する趣旨で、「工事、製造又は販売等の実績、従業員の 数、資本の額その他の経営の規模及び状況」に限って入札参加条件とすることを認め ている。

また、同様の趣旨で、地方自治法施行令第167条の5の2は、契約の性質又は目的により、当該入札を適切かつ合理的に行うために特に必要があると認める時に限り、入札参加資格として、「当該入札に参加する者の事業者の所在地又はその者の当該契約に

係る工事等についての経験若しくは技術的適正の有無等」とすることを認めている。 さらに、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第3条第1項第2号は、 公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項として、「入札に参会しようと する者の間の公正な競争が促進されること」を求めている。

(2) ところが、本件(拡-1 水道管布設工事・D-9 水道管布設替工事)一般競争入札は、 入札参加資格として、越前市と平成24年度の道路除雪業務委託契約を締結した事業 者であることを求めている。

この道路除雪業務委託契約は、随意契約であり、入札に参加しようとする業者にとって、受注の機会が確保されたものではない。

そして、一般競争入札の参加条件として、随意契約の締結を求めれば、随意契約を締結する業者を選定することにより、入札に参加する資格を有する業者を恣意的に選定できることになり、地方自治法が一定の要件を満たす場合に限定して随意契約を認め、自由かつ公正な競争を確保しようとした趣旨を没却する結果になることは明白である。

前記のとおり、地方自治法施行令第167条の5は入札参加条件として、「経営の規模や状況」を挙げるが、道路除雪業務委託契約がこれに該当しないことは明白である。

また、同法施行令第167条の5の2は、一定の場合に限って、「事業の所在地」や「経験若しくは技術的適正の有無」を入札条件とすることを認めるが、道路除雪業務委託契約は、前記のとおり受注の機会がないことからすれば、これらの事項と比較しても、著しく参加資格を制限するものであることは明白である。

このように、本件一般競争入札は、参加資格として、道路除雪業務委託契約の締結を 求めている点で、法令に違反している。

(3) 本件一般競争入札に関しては、越前市と災害復旧の協定等を締結している団体に加入している事業者であることを入札参加資格として求めているが、越前市と災害復旧協定を締結している団体の数は限られており、しかも団体への加入の機会が保障されているものでもない。

よって、この点でも、本件一般競争入札は、法令に違反している。

2 措置要求

本件一般競争入札の結果、越前市と落札業者との間で締結された工事請負契約は、契約の方法につき、地方自治法施行令第167条の5、同第167条の5の2に違反する。

よって、市長に対して、今後の越前市における一般競争入札につき、法令に違反する参加条件を付さないなどの必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

3 請求人

住所 越前市 監査請求人

4 請求年月日

平成25年10月9日

第3 請求の受理

本件請求は、平成 25 年 10 月 16 日に、全監査委員出席のもとに要件審査を行い、 地方自治法第 242 条の要件を具備していると認め、受理と決定した。

第4 監査

1 監査の概要

本件 (拡-1 水道管布設工事・D-9 水道管布設替工事) 一般競争入札の結果、越前市と落札業者との間で締結された工事請負契約は、契約の方法につき、地方自治法施行令第167条の5、同第167条の5の2に違反するとの請求に基づき、契約の締結が違法若しくは不当な契約に係るものであるかの有無について監査を行った。

2 監査の実施

(1) 請求人の証拠の提出及び陳述の機会

請求人に対して、地方自治法第 242 条第 6 項の規定により、平成 25 年 11 月 8 日に 証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、11 月 7 日に欠席の通知があった。

請求人からは、同日、補充書が提出された。また、11月25日にも補充書の提出があった。

(2) 監査対象部課

企画部 財務課 契約検査室

(3) 監査手続

この監査に当たっては、関係書類を収集し、事実関係の調査をするとともに、関係職員に対し事情聴取を行った。

(4) 監査対象事項

請求内容等を総合的に判断して監査対象事項を次のとおりとした。

本件 (拡-1 水道管布設工事・D-9 水道管布設替工事) 一般競争入札において、越前市と平成24年度の道路除雪業務委託契約の締結及び越前市と災害復旧の協定等を締結している団体に加入している事業者を入札参加資格要件として定めている契約の適正性。

第5 監査の結果

1事実関係の確認

地方自治法施行令には、一般競争入札の参加者の資格として、下記の条項が規定されている。

第167条の5第1項には、普通地方公共団体の長は、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。 同2項には、普通地方公共団体の長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを公示しなければならない。

また、第 167 条の 5 の 2 には、普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第一項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

そして、越前市の契約規則には、入札者の資格として、第5条の2に、入札に参加する 資格について必要な事項は、市長が別に定める。同2項には、入札に参加できる者の資 格審査は、市長が別に定めるところにより、越前市建設工事等指名業者選考委員会が行 うと規定されている。

ところで、本件一般競争入札は、制限付き一般競争入札(事後審査)電子入札方式で行われ、制限付き一般競争入札(事後審査型)実施要領に基づいている。

この実施要領の第5条には、事後審査型入札の入札参加資格要件は、制限付き一般 競争入札(試行)要領第4条の規定に基づき、要領第20条に規定する越前市建設工事等 入札参加資格委員会の議を経て、市長が決定すると規定されている。

制限付き一般競争入札(試行)要領の第4条には、入札参加資格として、地方自治法施行令第167条の5第1項に規定する入札に参加する者に必要な資格を書式第2号により公示するとしている。そして、書式第2号には、資格審査の決定として、書類を提出した者の資格の有無は越前市指名競争入札等参加資格審査及び業者選定規程を準用し、決定するとしている。

越前市指名競争入札等参加資格審査及び業者選定規程第3条には、審査の方法として、申請書を提出した者の資格審査は、事実の有無、記載事項が事実と相違ないかについて添付書類と照合又は必要に応じた調査の方法により行うものとする。同2項には、前項の場合、建設業者にあっては、格付けのため、経営に関する客観的事項並びに技術力及び地域貢献度に関する主観的事項について審査を行い、採点すると規定されている。

第5条の主観的事項の審査は、資格者名簿に登載されている者及び新規に資格者名簿に登載される者のうち、市内に住所を有するものを対象として行うものとする。同2項には、主観的事項の審査は、次に掲げる審査項目及び基準により行い、(1) 工事成績評価、(2) ISO認証取得状況、(3) 障害者の雇用状況、(4) 子育て支援の状況、(5) 女性技術者の雇用状況、(6) 地域貢献の状況の6項目が記載されている。

地域貢献の状況については、下記のとおりとなっている。

- ア 次の(P)から(I)までに掲げる事業者に対して、当該(P)から(I)までの区分ごとに配点する。
 - (ア) 申請時において現に越前市等と当年度の道路除雪業務委託契約を締結して いる事業者
 - (イ) 申請時において現に越前市と災害復旧の協定等を締結している事業者及び 締結している団体に加入している事業者
 - (ウ) 申請時において現に南越消防組合が交付する消防団協力事業所表示証を 取得している事業者
- (I) 審査する年の前々年の1月1日から前年の12月31日までの間に、市内において道路、公園等の清掃、交通安全活動、防犯活動等のボランティア活動に参加するなど、地域社会への貢献度が高い活動を企業として定期的に行っている事業者
- イ 当該配点は、全ての申請業種に対して行う。
- ウ ア(イ)の規定による配点の対象となる協定等は、1事業者につき1つに限る。

2 監査委員の判断

(1) 本件における判断について

地方自治法施行令には、一般競争入札の参加者の資格として、第167条の5、同第167条の5の2が規定されている。第167条の5の2においては、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができると規定している。

また、越前市指名競争入札等参加資格審査及び業者選定規程第3条には、審査の方法として、申請書を提出した者の資格審査の場合、建設業者にあっては、格付けのため、経営に関する客観的事項並びに技術力及び地域貢献度に関する主観的事項について審査を行い、採点すると規定されている。地域貢献の状況についての審査項目には、申請時において現に越前市等と当年度の道路除雪業務委託契約を締結している事業者、申請時において現に越前市と災害復旧の協定等を締結している事業者及び締結している団体に加入している事業者等について規定されている。

そして、越前市の契約規則第5条の2には、入札に参加する資格について必要な事項は、市長が別に定め、入札に参加できる者の資格審査は、市長が別に定めるところにより、 越前市建設工事等指名業者選考委員会が行うと規定されている。

請求人の主張する一般競争入札において、越前市と道路除雪業務委託契約の締結及び災害復旧の協定等を締結している団体に加入している事業者を入札参加資格要件として定めているのは、地方自治法施行令第167条の5の2において、当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができると規定していることに基づき、入札参加資格要件として定めているものである。こうした入札参加資格要件については、近隣の市においても同様に設定されている。

本件 (拡-1 水道管布設工事・D-9 水道管布設替工事) 一般競争入札の結果、越前市と落札業者との間で締結された工事請負契約は、地方自治法施行令第167条の5、同第167条の5の2に基づき実施されており、契約の締結が違法若しくは不当な契約にかかるものではない。

(2) 地方自治法第242条第1項の要件について

法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定している。

本件請求において請求人は、越前市と落札業者との間で締結された工事請負契約は、契約の方法につき、地方自治法施行令第167条の5、同第167条の5の2に違反するので、市長に対して、今後の越前市における一般競争入札につき、法令に違反する参加条件を付さないなどの必要な措置を講じるよう勧告することを求めると主張している。

住民監査請求の対象は、財務会計上の処理を直接目的とした行為に限られ、「契約の締結」という契約とは、財務的処理を直接の目的として締結した契約でなければならない。非財務的な行政上の事務処理の一環として締結された契約は、住民監査請求の対象となる財務会計行為には当たらない。

また、住民監査請求制度が執行機関又は職員の違法、不当な財務会計上の行為、 怠る事実によって地方自治体がこうむった財産上の損害の回復又はこうむるおそれのあ る財産上の損害の予防も目的とするので、その地方自治体に損害の発生のおそれのな い行為は、財務会計行為に該当せず、住民監査請求の対象にはならない。

本件一般競争入札は、入札参加資格者名簿の管工事A等級に登録され、越前市内に主たる営業所がある13事業者のうち、入札参加資格要件に記載の越前市と平成24年度の道路除雪業務委託契約を締結した事業者、越前市と災害復旧の協定等を締結している団体に加入している事業者であることの要件を満たした事業者は9者である。入札には、要件を満たした全9事業者が参加し、競争性は確保されており、越前市と落札業者との間で締結された契約は、市に損害の発生のおそれのある行為とは言えない。

ところで、最高裁判所判決において、「公金の支出、義務の負担ないしは財産上の 損失を伴わない行為は、かりにそれが違法の場合であっても住民訴訟の対象とすることはできない。」(昭和 48 年 11 月 27 日最高裁判所判決)と判示している。

すなわち、住民監査請求や住民訴訟は、その地方自治体に損害の発生又は損害が発生するおそれのある場合にすることができるのであって、たとえ違法・不当な行為があっても、地方自治体に何ら財産的損失を生ずるおそれのない場合には、住民監査請求や住民訴訟の対象には該当しない。

3 結論

以上のことから、本件住民監査請求は、理由がないと認めるものである。